様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　２０２４年１１月１３日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）にゅーじぇっく  一般事業主の氏名又は名称　株式会社ニュージェック  （ふりがな）やまばやし　よしひろ  （法人の場合）代表者の氏名 　山林　佳弘  住所　〒531-0074  大阪府大阪市北区本庄東二丁目3番20号  法人番号　2120001086883  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 中期経営計画〈2021-2025〉  DX推進サイト | | 公表日 | 2024年　4月 1日（中期経営計画）  2024年　5月20日（DX推進サイト） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：自社ホームページ  公表場所：<https://www.newjec.co.jp/kaisha/Cchukei.html> <https://www.newjec.co.jp/dx>  記載箇所：  ホームページ内、中期経営計画〈2021-2025〉『経営スローガン』およびDX推進サイト『DX推進戦略』にて記載 | | 記載内容抜粋 | 中期経営計画およびDX推進戦略として、以下を公表しています。  ■中期経営計画  ～抜粋～  Ⅰ.「より高く」  技術競争による受注拡大、DX技術や技術開発による高品質な成果を実現し、多くの業務で高い評価を獲得する。  取組内容  ・インフラ整備に資するより高度な業務への挑戦  ・品質の向上  ・DX 活動の強化  ・研究開発・技術開発の推進  ■DX推進戦略  基本的な考え方  「NJビジョン2050」の実現をDX推進の観点からサポートするために、DX推進部ではDX推進ビジョン2050『進化し続ける情報技術を駆使し、まだ見ぬ社会を支え続ける。』を掲げ、DX活動や研究開発のさらなる推進、ワークスタイルの改善、３次元設計を駆使した生産性の向上、多様な人財の育成に努め、様々な改革を行っています。根底にある考え方として、「デジタイゼーション（単純なデジタル化）」より「デジタライゼーション（プロセスのデジタル化）」を実現し、データの連続性と再活用性が高まることが重要と考え、取り組みを進めて参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会の承認を得た「中期経営計画」および「DX推進サイト」にて記載されている事項 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進サイト | | 公表日 | 2024年　5月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：自社ホームページ  https://www.newjec.co.jp/dx | | 記載内容抜粋 | 重点施策として、以下を公表しています。  ■重点施策  ・ICT新技術に裏打ちされた新しい業務領域への挑戦  クラウドサービスなどの新技術を利用した新たなビジネスモデルの創出や、サービス提供を実現すべく挑戦します  ・新たな建設コンサルタントサービスの創出  日々変革する仮想空間技術（バーチャル）への挑戦として、三次元点群データを活用したサービスなどを創出します  ・働きやすい職場環境の創出  スマートデバイスの導入や新技術などによるスマートオフィス化によって職場環境を改善します  ・変化をとらえた情報システムの構築  移り変わるITの進歩に応え続け、同時にゼロトラストを前提とした情報システム基盤を目指し、高度なセキュリティの実現を図ります  ・BIM/CIM活用等による設計業務の高度化・効率化の推進  従来の2次元設計指向から脱却し、BIM/CIM指向の3次元設計環境に移行させ、生産性の向上を推進します | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会の承認を得た経営方針資料に基づき作成・公表された事項 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：自社ホームページ（体制・環境）  https://www.newjec.co.jp/dx | | 記載内容抜粋 | 体制に関する内容として、以下を公表しています。  DX推進のため、様々な体制強化と環境整備に取り組んでいます。社会のニーズに合わせた臨機応変な見直しをすることで、目標の達成を目指します。  ＜体制の強化＞  ・新領域への挑戦を担う「DX推進部」の創設（2021年）  ・新たな業務創生を担う「研究開発部・新規事業開発部」の創設（前者2022年(部に昇格)、後者2020年）  ・優れたDX×IT人財確保のための育成環境を完備  ・BIM/CIM推進プロジェクトチームによる新たな設計手法浸透の加速  ・高度デジタル技術を有するパートナー企業との協業による積極的な技術力向上活動 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：自社ホームページ（体制・環境）  https://www.newjec.co.jp/dx | | 記載内容抜粋 | 環境整備に関する内容として、以下を公表しています。  DX推進のため、様々な体制強化と環境整備に取り組んでいます。社会のニーズに合わせた臨機応変な見直しをすることで、目標の達成を目指します。  ＜環境の整備＞  ・DX推進の更なる向上を目指したデジタル環境の継続的な発展的整備  ・積極的なクラウド活用などによる新たな価値やサービスを探求できる環境の整備  ・VDI基盤整備により、高いセキュリティを実装したリモートワーク環境の構築 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進サイト | | 公表日 | 2024年　5月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：自社ホームページ  https://www.newjec.co.jp/dx | | 記載内容抜粋 | 達成状況に係る指標に関する内容として、以下を公表しています。  指標  2024年度に目標とする指標は、下記の通りに定めています。  ・新たな建設コンサルタントサービス・業務領域の創出：5件/年  この指標は「ICT新技術に裏打ちされた新しい業務領域への挑戦」「新たな建設コンサルタントサービスの創出」に関する達成状況を件数で評価  ・社内に導入すべき技術・システム・企画の実現：10件/年  この指標は「働きやすい職場環境の創出」「変化をとらえた情報システムの構築」「BIM/CIM活用等による設計業務の高度化・効率化の推進」に関する達成状況を件数で評価 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　5月20日 | | 発信方法 | 公表方法：自社ホームページ  https://www.newjec.co.jp/dx | | 発信内容 | 必要な情報発信に関する内容として、以下を公表しています。  トップメッセージ  株式会社ニュージェック（代表取締役：山林佳弘）は、中期経営計画の中で「技術競争による受注拡大、DX技術や技術開発による高品質な成果を実現し、多くの業務で高い評価を獲得する。」という経営スローガンを掲げ、全社を挙げてDXを推進しております。この度、当社のDXの取り組みを紹介する特設サイト「ニュージェックDX推進サイト」をホームページ上に公開しました。  DX推進戦略の方向性や方策を通じて、DX実現に向けた具体的な取り組みを紹介しておりますので、是非ご覧ください。  2024年5月20日 株式会社ニュージェック  山林 佳弘 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年　４月頃　～　２０２４年　５月頃 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断を活用して課題把握を実施している（DX推進指標自己診断結果を補足資料として提出）。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０００年　１月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 情報セキュリティ方針および情報セキュリティマニュアルを策定し、サイバーセキュリティの脅威に対する防御策を実施している。また、これらの対策はサイバーセキュリティの環境が日々変化することを考慮し、継続的に見直し更新する。  主な実施項目   1. 組織・人的対策   ・情報セキュリティ教育、注意喚起の実施  ・情報セキュリティルールブックの策定、周知教育   1. 技術的対策   ・多要素認証を利用した認証機能の強化  ・不審なネットワーク通信の監視・検知  ・エンドポイントデバイスの管理強化（BYOD禁止等） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。